

1962年6月19日(第8回目)

1. 回議並びに散会時刻(午前11時52分~午後6時21分)

2. 应招議員は次の通りである。

議席	1番	仲村 春路	2番	佐喜真 順	3番	飯ゆう 一郎	4番	中山 勝正	5番	豊重助
	6番	安里 利	7番	崎間 美一郎	8番	米須 潤	9番	中仲 伸	本里 幸	中助
	8番	知花 正六	10番	酒井 淳	11番	山本 利久	12番	天祐 盛	久義	三
	12番	松本 朝宣	13番	山本 利徳	14番	山本 徳	15番	裕	盛	三
	16番	当山 伸太郎	17番	安次富 勝	18番	安次富 勝	19番	裕	盛	二
	19番	宮里 敏								

3. 不応招議員は次の通りである。

12番 萩城 清

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

村長 仲村 春路 助役 具屋 真徳 取引役 仲村 春松
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 善喜 経済課長 波多 安一
建設課長 桑江 良徳 木道課長 岩里 将信

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正義 書記 黒屋 義 伊佐 正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1 一般質問

議長～出席議員13名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。
(午前11時52分)

議長～本日の日程は一般質問になつております。

議長～暫休憩致します。(午前11時53分)

議長～再開致します。(午前11時54分)

議長～では19番議員より順序に願います。

19番～役所の機構改革と隣接の強化について全般的なものか、部分的なもの

のか、それに伴い予算のうら付けと能率の向上面について如何程の成課が生れるとの見解如何。

村長～予算は組んでありますが、全面的な対策となると、それが今の陳容でそのまま通用出来るかどうかは検討していませんが、これは次に来る予算の執行の問題と思つております。いか程の成課をあげるかと云うことはこれは非常に難しく答えにくいものであります。その成課の量を多く示めすことは出来ませんので通常的にはお答えしますが、100%を目指して仕事をやる場合、その目標でやるとは云えますが、どれだけの量、或は予算はいくら使つて、いくらの成課をあげると云う面でも、これは示しにくいので目標に大差ない様な能率を上げると云う事しか云われません。

19番～結局は市昇格になつた場合には、全面的に機構を改革なさると現在では各課で機構の改革事務を充実されて、そのうら付けの予算であるとの事であるが、私の云うのはどれだけの成課が生れるかと云うのは広い様には感じますが、例を申し上げますと、徴税關係で令書發行がおくれていると、その陳容の強化と云う面で条例通りの発行が出来るとの事が、それとも、もつとも深く考えた場合、現在の滞納額が相当ふえております。単なる令書發行だけをこう云うのにやるのじやなくて、滞納額の整理までやれる余地があるかどうかと云う面であります。

村長～条例に示されているものは、すべて条例に示されている様に努力をしてそれが100%行くかどうかはこれから努力如何によりますか。これがどこまで出来ると云う事を示すのは、困難であります。滞納額についても全類のいくら取り入れるとか、何%とかはつきり示すことは出来ない。但しその何はその時になつて増員したり各職員の持場の機構の研究をしたりして、これを出来るだけそれに近づけて行く事は可能だと思います。

13番～村長の施政方針の中で陳容の強化と機構の改革がうたわれていますが具体的にどう詳えているか。市に昇格した場合は、各課全面的に改革して行きたいとの事であるか。施政方針では只一部の機構改革の意味が、それについて

村長～さしあたりの機構の改革である。

13番～さしあたりの機構の改革とはどういうことか。

村長～予算に表わした分将来は全面的にやります。市昇格すればですね。

13番～さしあたりの機構改革は、どの課をどう云うふうにしてやるか、又新しく課を作るか。陳容の強化の場合どの課を何名ふやすか。例えば徴税に効果があがらないとなると、具体的にどう云う方法をとるか。

村長～もつとも陳容の端は建設課であるが、そこでは今までの技術者でも単なる技術者でなく都市計画をねらつての測量、路面の準備、法的でこれをもつてると云うには事務も法的にも詳しい人を得なければならぬのでどうしてもこれだけの手うでのある人をそろえて行きたい財政課では今まで瀧澤課ではな評価と云う事については評価員も常置しなければならないと思つていましたが、今度はこれも常置したい。尚微取で思わしくないと云うので人員を増して徴税に努力をして行くと、水道課では水道料の集金の面でもつとも成績をあげると云う意味で2人増しています。これは現段階における必要度にせまられた人員増で機構をととのえる方法として、これをやつしていくそうなると課を増設しなければならないと、これも検討してどの課に今居る人員で振り回りして行けるか。又増すか。予算はどうなるかはそのとき検討して行きたいと思う。

13番～徴税の面で他の村の倍以上の負担をかけられている。そのため徴税成績でも、ことに滞納額でも3万\$あると云う事は、令書発行と云うより徴税の面に人員を増さねばいけないと思うが、外勤の場合何名であるか。

村長～現在総合で一人外に出ているのが一人ふえます。

13番～2人増すことによつて充分出来ると思いますか。重ねてお伺いしますが、徴税関係で6名おります。他市町と比べて2倍の負担であるが2名ふやして充分効果が上がると思いますか。

財政課長～6名と申しますのは、賦課の方であります。徴税の方は1昨年3名増員しましたが、その後総合事務のふえた関係で1人は出る事は出来ない。それで1人は法人、1人は個人を対象にしてもやつています。後1人ふやして大体法人の方は滞納の分も相当取つてありますのであれには現年度が残るんだと云う考えになりますのでそれも個人の方に振り向けて3名で個人の滞納を処理して行きたい。

13番～この資料の方は5名となつてゐるが、これはどういうふうになつてゐるか。調査及び賦課となつてゐるが誤りか。

財政課長～6名なつています。賦課は調査も含までいます。

13番～1～2名ふやす事によつて、1人当りの賦課件数を充分やつて行けますか。

財政課長～実状は賦課はそうしてやつてゐるが、条例通りやろうと思つてゐるためこの6名では間に合はない。徴税吏員もこの土地の係もかせいしてやつてゐます。それで徴税もしよつちゅう出られないと云う状況であります。

13番～機構改革について、村の頭部が、即ち参ぼうの役割をする企画統計課が必要と思うが、村長として何事やるか。

村長～市としての機構改革をやる場合にその方を検討したと思つています

議長～17番の出席を報告致します。

19番～施政方針の中に努力研究事項が多く、結局構なことだが、いづれにしても予算のうら付が必要になつて来るが具体的に数字を上げて御説明願います。

村長～私沢山努力しなければならない点、研究しなければならない点が多くあると思います。もしあまり大きくて努力研究はいらないと云うお気付の点があれば後でお教示を願います。この予算面にその努力の中にどの点が取り入れられているか。具体的な数字を上ってくれとのことは各課にまだがつていますので、課長からこんど予算にとつた部面を一括して予算書をひろげて説明させたいと思つております

19番～前回の予算より上回つた予算額になつてゐる項目だけ説明して下さい。

総務課長～総務課の方から説明申し上げます。予算審議の場合も承諾的にやられたと思うが、要点だけ申し上げます。役所職員の陳容の強化、待ぐの改善と云う項目があるが、これは2款の役所費の職員給で約3,900 \$増になつています。これは平均6 \$の増額。期末手当が去年まで100分の150が、100分の200と云うふうなものと、陳容と云う面で増員がなされています。その増員の分として技術関係が4名、一般職員が3名、合計7名分が計上されております。土木費で陳容強化の面で増になつています。役所内の機構を改革し、各実共に市としての貢能率の振興策を推進するとあるが、これは一項とも関連して予算のうら付けもなされています。然し機構改革と云うのは今までの話しにもありました様に取りあえず現在の必要なある部分を速やかに改造すると云う点にとどまるのである。3項の環境衛生の施設改善については、現在の予算のうら付けでも施設らしい施設はなけれども、然し特に都市地域の場合、大きなチリの集積所が1ヶ所ございましたが、地域の配置とかの關係から大きいものより小さいものを10日、8日内外集積する所を多くした方がいいんじゃないかとの事で5ヶ所位いもうけようと思つて予算を計上しています。消防庁舎の建設であります。これは施設費に計上してあります。行政区画の整理でなく今回は市町村自治法の改正にともなつていわゆる区長の制度が法定上もなくなると云う事で末端行政のあり方と云う事について、再検討しなければならないと云う前提になると云う事でこの整理については是非やりたいと云うことと別に予算についての節はありません。

経済課長～自給ひ料の増産獎励についてであります。さとうの自由化に伴なつて、キビの生産コストを安くして行くためには、何をいたしませんでも増産の練量をふやさなければならぬが、そのために一番大切なのは自給ひ料でありますので、その増産獎励のために前年度1,000 当り25セントの獎励金をやつていますが、これを1,000キロ当たり30セントにしました。次に病害チウ防除の対策強化であります。この方は金額上はたいしてふえておりませんが、新しくねずみのしつばを買上げをしまして、これのく除をし様と思います。農薬の問題は現在使用が多くなつていて、もつとこれを効果的に使う様な指導をすべきだと思う。公設市場の合理的運営であります。これは来る年末までは使用税を免除して、使用者を保護して行かねばならないと思いますので、商工業の保護育成をはかると云うことでありますが、これは従来30～50%の補助率がありますが最近商工業は相当ふえてはいますが、尚発展させるためには尚補助育成しなければならないとの事で30%～50%を50%～70%に率を上げています。商工信協設置立の調査研究であります。予算は組までていません。商工業者の信協についての考え方を感じまして官野鷲村単独での信協にするか。又コザ当りに加入するか、一応村民の意向を聞きたいと思う。今までなかつたのが、いもの採びようほ設置費があります。これは最近獎励品種が出来ましたのでこれの要及とキビの循作として、いもの植付もやろうとの事であります

財政課長～新財源を見出して増収をはかるという事であります。予算と關係するものではありません。課税対象物を完全にはあくすると云う事は従来は変りはありません。62年当りからはしらみつぶしにして固定資産税の賦課と云うことをやつているが、本年もそういうふうにして、ものない様にしたい。

19番～それだけの予算のうら付けにあるか。

財政課長～別にありません。もち論徵稅職員の増員と云う事になるかとは思いますが、査定を公正にし賦課徵稅事務の能率向上に努力する。これは固定資産評価員、2款の3項にとられている通りであります。これは常勤でなければ事務が充分出来ないと云う事で常勤の形になつています。納税率の向上をはかるために適正徵取方法を研究する。別に予算とは關係はされておりません。納稅思想なり、納稅懇談会なりをもつて、悪い部落に行つて懇談会を行つていますが、非常に効果があつたと考えています。今度もつづけて行きたいと思う

19番～納稅獎励費は前年度通りと云う事か、全然予算化されてない様ですか。

財政課長～納稅獎励方法を研究する。これも予算は別に變りはありません。62年度の方法で本年度もやつて行こうかと思つています。もち論類にしたら非常に少ないので今後上げる必要はないかと思つていま

すが、と申しますのは納稅義務者1人当りの手数料はいくらかかるかと云うことを算定しまして、その数量額に割り振りをして滞納金として出そうかと思う。優良費は別であります。

19番～納稅獎励方法の研究ですね。これを如何にして納稅思想を高めるかと云う面の条項になつていますが、研究し様としている事で予算はどうなつているか。

財政課長～別に予算にもれていません。

建設課長～土地調査を本年度で完成したいと云う事であります。が本年度は野嵩。

19番～私の伺つておるのは、新たになされている予算計上されるのがあるかどうか。又前年度にくらべて増額された分があるかどうかのことです。

建設課長～土地調査事業としては、予算のうら村はありません。都市計画の推進については4款2項の委託費として相当計上されています。一般土木費については努力目標であります。会種倉庫などの区画整理工事の完成、これも努力目標であります。

水道課長～水道条例の改正と、基本料金の値下げと云う事は才入面で減になるが、総体的に12%の値下げで水道会社から、マーシー地区も村の条例適用と努力する。3番、これは予算面では13,000件数位の運営を15,000件位にもつて行きたい。4番の配水施設と給水施設に表われています。給水施設は減になつて、配水施設は3,900 \$増であります。

19番～教育関係でありますが、新しい独立中校の内容施設の充実で予算のうら付けはありますか。教育委員会予算はもつていてますか。これが有るならば社会教育面の予算うら付けはあるか。

村長～教育面に努力したいと云う事は、村としても努力するか。本年度の予算では出来ないから、出来るだけ税外収入で。

19番～申されますのは教育委員会としてのことでありますか。それとも又村長さんとしてのか。

村長～村長としてあります。これは村の予算では入れないで他の面で執行して行きたいとの事であります。

19番～村有財産の管理について施政によれてないようだが2ヶ年前より議会及び監査委員より早急な解決策を要望されながら現在施設の状態で良いという見解か。

村 長～未だ契約していないのは、早く契約する。それから他の質問にも出ていたと思いますが、特に村有財産でありますと云う。最も気にかかるのは、真栄原の旧学校敷地が何時でも管轄に手をやいていますが区画整理して工事もやりたいと思つていますが、区画は整理されています。道にかかる所の物件が未だ取つてないので早く撤去して、こうを作つたり早く進めたいと思つて、道を急いでいます。他の財産倉庫あとも手をつけています。或は 川原や大久保原の財産についても出来るだけこれを有効に収入を上げる様課長にも云つて努力しています。後の財産についても、収入を上げて村の財政にプラスになる様努力しています。

19番～嘉教学校敷地の管理面から見た場合契約にもちやんと地料はもつて来る様になつていますが、然し2回も払わないとの事ですが、未契約の方も課長として要求しても応じてくれないこの面について今後どの様に対策して努力するのか。

財政課長～これはずっと以前からこの様になつていますが、現在の処未契約の処が6ヶ所あります。その内5ヶ所はつと建物を立てていますやし後9ヶ所が未だ空いています。建物の建つている処は契約を早くする様に何回も督促しましたが、契約に来ない状況でありますので早く契約する様強力に進めて行きたいと願う。

19番～新財源の確保に如何なる構想があるか。尚環境衛生の施設の改善に努力するとあるが、村としての施設は如何程あるか。改善方法は如何。

村 長～今まで山林、原野が宅地に變つた処が出ていますが、これを何とかして宅地としての収入を上げる様又現在ある税の中にもいろいろふやすことが出来る。充分もれなくして生み出すと云う事であります税外の収入としても今と云う訳ではありませんが、この前の日本からの招いした人の意見を求めた場合にも、かん拓の可能と将来どう云う面に使つたら良いかとおなじいし、その後も計画を立てて、いわゆるそこに利用される土地、或は事業の面にこれと云うふうに出来る分けではないが、たえずこういうことをめあてにしている。かん拓の外に今考へているのは加工業ですね。本村としては将来見込みがあると思うが、場所や運営の方法については、これから研究して行きたいと思います。

19番～環境衛生の施設の改善とあるが、何事頃までに終るか。又どこどこにあるか。その改善の方法について。

村 長～これはじんかいの処理や汚水の問題が大きな仕事になると思いますが、現在段階では先に総務課長から説明がありました。尚これから先の処理場や方法の問題、下水道となりますと、これは将来はやらなければならぬ仕事だと考えております。

19番～この施設はない分ですか。

村長～村としてのものはございません。

19番～現在の各区にある施設の改善方法について。

村長～村としての増設を考えて対策を図りたいと思つております。

村長～村としての増設を考えて対策を図りたいと思つております。

19番～村長の本土及びハワイへの行政面の視察の結果を今後の施政に如何様に反映させる構想ありや。

村長～いわゆる模が違いますので、それとそのままもつて来て利用される様な部分はほとんど少ないのであります。処がそれを見たがためにこう云う事をやれば望しいなとヒントを得ると云う事はたしかあつたと思います。例えば本土研修の場合感じたのは習志野市の場合地方自治体が単なるサービス面の主体でなしに、事業体としての活動をしていると云う事を学ぶべき事であつて当初からブルトーザ鉄とか、グライダーとかを出来るだけ自力をもつて公共の施設やその他をやれる様に、村の直営でやれる様な力にもつて行きたいと努力しています。尚松田農場で話しを聞いた場合成程と思いましたが、人間の食生活も變るから第1産業の転換もそれによつて、もう出されるのだと云う事でそれが応急にやるべきあるとの事であり、課長にも奨励する様話はしております。又工場の誘致もやられていましたが、本村でも今は軍用地にとられていますが、いずれはかん抵でもやつて誘致の場所を獲得出来れば、これにも努力したいと思う税外収入を上げるには公営市場の経営にも努力して行きたいと思います。ハワイに行つて特に感じたのは事業体が大きい、個人個人の小さい事業とは違うと、今後の状勢では立ち打ち出来ないと思つて、農業組合長にち、各負担当地区的協同体でやる様な方法が必要でないかと申し上げてあります。これは根本的な社会の機構が違うからと思うが、私達がどうしても及ばない条例件は基本施設が完備している。これは国家、或は政府、沖縄で云々は、オ.エス.シー.エ.などの處からやつて置かないと個々の力、或は1市町村の力ではどうにも出来ない事で、もつとも産業や文化の進行のもとになるのはこの基本施設の面であると思いました。本村人会の方と会つて話したが後2～30年もしたら自分のふるさとを忘れはしないかとの心配があります。今度特に大阪やハワイの村人会の代表の方がこられて話し合いをされたら縫密がもたれると思いました。又教育問題で500\$戴きました。ハワイ大学の仲宗根さんから県じゅうのなえ木をもらつて来てありますので、経済課にあづけてありますが、そのなえを取つて各部屋に配ろうと思います。

17番～今後の政策面に参考になつたのですね。新年度において参考になつ

た部面がありましたら。

村長～今申し上げました様に参考にして取り入れました。

17番～報告の中に色々資料ももらつて来て、それに基づいてこう出来るのだと要望したが、新年度の予算編成に参考になつたと思われる面がありますか。

村長～講会と私達が見て、それを参考にして総べての面をやつております

8番～自治体は事業体の様であつたとの事であるが、現在事業的の考え方やつておられるのか。そう云う考え方でもつてやられるか。63年度の予算にいか程それが見積もられているか。

村長～フルトーザーなど聽えて直営でもつて行ける様に修繕費やその他の何を取つてあります。今度の予算に表われた部分であります。税外収入を得るためには、公営市場の合理的管理をするために予算を取つてあります。

8番～建設関係では何んだ。ふだんと變らない。公営市場でもこれは着想であり、次の年度で行くと云う段階までは行つてないと、それでこれをやめるからと云つて、予算に頭を出して行くべきで額を出せば行やべきではないかと思いますが、こういつた施行でありますと次の年度に何をもち出すか、何をなさうとしているか。あれは予算額を出せば行やべきではないかと思ひます。さうやつた施行をあきらめて次の年

のどこの款項目にあらわれていますか。

村長～今の予算では表われんでも、将来それを生み出すまでにどんな準備をせをしているか、先に申し上げましたが、かん拓でもこれから調査とか色々計画が入りますので、そう云う計画の中に含まれて職員を増員したい。加工場の問題も場所を選定し運営の方法を検討するにもこれからであります。今度の場合主として調査或は準備というこの面で特定の事業の中に入れてあります。全体として都市計画の中に含まれている工場誘致の場合もこれに含まれています。

19番～新しい独立中校の内容設備について努力したいとの事ですか。教育委員長でなく村長としてやりたいとの事でありますか。果して村長として同じ機関接觸又行政としても別個であるゆえに委員会からの要請もないのに、そういう学校施設の充実面に努力云々は当らないと思うが。

村長～その努力と云うのは適当でないかとも思いますが、私自信には努力であります。今の説明の様に村長から離れてやるべきでありますのでこの努力は協力に訂正願います。私自體身はどちらにしても努力

力であります。

議長～暫休願致します。(午後零時10分)

議長～再開致します。(午後零時20分)

18番～台ふう水害後旧工事について昨年の水で大被害を受けた青堀(オーグムヤー)河川護岸の件は再三關係課に要請したにもかかわらず未だに該工事の施行出来ない理由と工事施行工の見透しについて問う。

村長～昨年度はこの工事が出来なかつたが、開拓課の補助工事の中に計画されている様であります。村に2ヶ所の予定があると聞いていますがその1つが青小堀であると聞いています。

18番～予算の明確細と、又何時頃から施行するか。

建設課長～4款4目24號、3,150ドルであり、工事の時期については未だわかりません。

18番～指令は来てないか。

建設課長～これから申請されて後、指令が来ます。

18番～申請はやつてないのか。

建設課長～文書による申請であります。

18番～文書で申請は出してない訳ですね。

建設課長～報告をして、そして向うからこれこれと指示して来ますので次は申請して向こうが決定して始めて指令が来ます。

18番～区長制度の問題、立法院において自治法の改正で区長発止の話しさを聞きますが、若しその場合末端部落の行政について始何なる施策を考えておられるかお伺いしたい。

村長～職員の中からその部落の担任の職員を配置するか、又部落会長に、或は徵税の面を責任をもつて仕事をやつてもらう様な方法を取らねばいかんじやないかと思う。那覇市当りは前から区長は居ないとの事であるが困らないとの事ですが、この方法については研究して行きたいと思う。

18番～市昇格に伴い観光事業は大きく取上げる問題と思考されますが、例へばお宮の施設境内の施設、美化トウギュウ場の施設等、構想があ

りましたらお伺いたい。

村長～これは職人をやつてあれこれやつていますが、こう云う公共の施設は、村民全体が利用する様にして戴きたいと云う事を今後ともやつて行きたいが、お宮の場合は氏子継代の方や神主とも話し合つてきれいにして行きたいと思う。トウギュウ場の件は新城に便利な所がありますので、これを村が別にもつと云うことはどうかと思うので、これで一応間に合うと思う。便所の件は早くしてもらう様にして一応入札までもつて来たが人がいないので出来なかつたので、その後についても聞いておりません。

10番～お宮の便所の件ですが、予算もつてあつたが、人が居なくて出来なかつたと云う事ですが2月末までにはやつてもらいたい。入札の時期とその額はいくらか。

建設課長～予算額では700㌦で入札の月日については良く分りません。建設課の事務担当官に聞きましたら、随契にするんだとの事で、その随契で契約が結ばれたかどうかは聞いていません。

議長～暫休願致します。(午後零時36分)

議長～再開致します。(午後零時39分)

18番～はか地整理問題は日本政府より招いた専門家に指摘された如く、もつたない地域にはかが散在しているために都市の発展に大きな障害になつております。本問題の解決策を構じる時期におわかれていると思われるが御見解を問う。

村長～はか地の問題は重大問題で又是心非必要な問題だと思います。これについては一朝一夕においそれと出来る問題でないと思います。今後とも都市計画と云う処で検討したいと思いますが、場所の決定とか色々むつかしい問題があるのです。

18番～伊佐地域の部隊1号線沿の排水路の不備で下流地域が雨の毎度毎に被害をこうむり水源地にも悪影響をおよぼしているが、流域改善委員会に提案すればこう云う問題は如何ようにして処理されるか。お伺い致します。

村長～被害を受けているのじやないかと思う。その基の場合は軍工事のため排水が不完成のため水があふれて自然に井戸に流れるとか。共同井戸に流れるとかの現象を出来たら、雨ぶりの時の資料を準備してもらいたいと思います。その様な大きな被害があれば改善委員会にも提案することが出来ると思います。新善委員会は普天間航空隊と宜野湾村との改善委員会がありますが、外の方にも質問があつたのでお答え致しますが、大体軍から民に対してこうしてほしめ、ああ

してほしいと云う話し合いと民から軍への話し合いで直接この部隊の
隊長権限で出来る場合はこれはこういう事にした。これはこういう
事にすると云ふうな約束が出来ますが、この件でない場合は以
外となりますので、一応こちらの提案した問題を向が聞き取つて色々
検討して、その後親善委員長から弁務官の方に行きます。弁務官
の方でこれはこうせねばならない、ああせねばならないと決定され
ますので、1号線の排水等になるとリーイーが調査して予算を通して
これの工事をするんじやないかと思われます。親善委員会に出し
たものであれば、もつとも委員長である。指令官の熱意と力による
と100%までつて行けるとは考えていません。

16番～今後も良く親善活動をされ、コザ市の様な穀米文化会館の様な大きな成果を上げてもくいいたいと思います。

村長～申しおくれましたが、軍の援助が得られるだけは得技と思つて、軍
の残ばんをもらつて教育費にあてていますが、去年もらつたのが、
1,200\$余り得ていますが、前の委員会でも今後ゆづつてもらう様
にと話しましたらこの問題は後で村長と話すからと私は出来るだけ
得たいと思つております。又去年当りから、そこの消防隊が宜野湾
村と1体となつて色々物晶の払下げや、今後の消防活動に対する協
力なんかをやつてもらう様になつて、火災が発生した場合には、か
えつてこちらより先に行つている様なかつこうで努力してもらつて
いますが、宜野湾の火災の場合なんか。道がせまくて出動に手間ど
つて氣のどくであつたと云うのでわざわざ隊員から56\$位送られ
た事があります。近い部隊として本当に好意的にやつてもらつてい
ると云う事をおつたえします。

16番～この性格の問題ですが、村当局と地域部隊長との非公式の場合の会
合ですが、又何か、理由があつてのことか。

村長～これはお互い仕事をして行く上に、たえずつき合つてスムースに行
く様にとの意味であります。それは私やりましょうと云うこと、
ことわる事も出来るし、何もこうしなければならないと云う法的の
ものではない。村を只弁務官の方からあつちこつち部隊が近こうの
住民と打合いよくもつて行くにはこれが必要だから出来るだけそれ
を組織する様にと隊長は周囲の住民によりかけがあつたのであります。

議長～暫休願致します。(午後零時58分)

議長～再開致します。(午後2時25分)

議長～次は16番願います。

16番～行政区画整理について、

(イ) 上の問題は市昇格と共に真先に取り上げて施行すべきものと思考

見するが、これ真面目を示されて説教にも教育を受ける必要があると
町長が村長の御意見を頂く。

(口) 打くに當たる有資格によつて区街圖書が廢止となるを行つて
廢止後指導の「有資格者について支障はない」と云ふ所の御感
可否及び何の影響か等の意見を聞かせて下さい。
答：最初はそれをさう思つてたが、いつの間にかそれが出来たので、常に御感
想。最初は行政区の過橋や新次区ともボラボラになつて右は新宿の久
喜橋灰原橋を左は京もたせ区、老共でし、過橋と行政区名と並
むお竹林が香良いといつて最初のことがこの過橋有資格の有無の問題をあ
見たのであります。それで局長は今も今の普天門の辺りの場合には
行方が非常に目立ちかねるところが局長門にてても、有難いといつて云
ふ時まだ斜め上を歩いて、橋本町は門邊はまるで今の生地割合
が含んでお竹林までも含んでやるうを打たれたが、然し区別を分
割するのにやつておいて後でこれを下する事にはいゝと思つて普天
門の都督監査をもつて糾端があるつて考へうとするが、區長課監査が考
証題で五の熟達が問題となるて一応冬の監査結果をかもしまさる
でさういう方にて区別する力が良いかどうかに付して序があ
手を取つておき要せり。

（口）請～監査各課監査官に對して、財政費白石町上書きはるため道立公費
計上監査官であるとお持見えらるが、此と併合を以てせば、今日已れ更
に本塁の生田町対象の裏見・白上書きと並んで監査の方法並びに行動の實
績等を聞き取らせて貰えども子細づきをさせらる。永山町対象監査
も並びに経験の實績等我方より聽き氣氛れり、直ちに其行出張令を下
せるうるを請けんの御意見を陳り。

（口）請～白石町合組議会がもつておせりをひきうておつ會した。これに該
議員ある良く詮議されとお社元の新次区の同窓をも關係しますが了承
在本町では手續を續けまつて監査官と以ひます。どうしてもそれ
にて区長の負担過度があるのぞ。こういふことを検討したければなら
ぬと思ひます。請けに農協をタイアツラとして新宿郡合組議會にして
このの手續監査事務に任ておる町村をうちと引き受け満足に手
續を下さるが望ま。

（口）請～一般土木工事課はいつまでに手續を下さる。

(イ) 来年秋の土木工事課による都行計画監査により各都督が新しく其
分の生産量等の取扱をさせ、其監査の日程にはう前一日の土木工事
を監査手続きの都行計画にてを通過することは前余も天井を一正
と申しますが、より年終期によより、2年度土木工事の進行状況にど
うぞつけておられるか。

(ロ) 口上のヨウダ鉄道白山本ノ理とマスター・ブランによる都行計画
にて監査督査して請け出来るかどうか、重點的は取り上げて工事進
行せらるる各社員の御意見を聞う。

（口）請～これからも建設工事を進めて行くに大作緑筋でヨウガ年位これをやりた
が、何を講ずるものとひい上げて資料として提出して貰らう様にしてそ

の資料を議会で審査するか。それとも村として基本的なものから割り当てて行くかと云う事をお詰りしたいと思います。別にこれを5ヶ年でやり上げると云う事ではなかつたと思います。5ヶ年計画と都市計画と関係しているかとの事ですが、これは土木工事、都市計画と云うふうに別々ではなしに、都計の一環として生地産地域の工事もプランによつて進められて行くのであつて、別々のものではない。細部にわたつては課長からお答えします。その進行状況はどうなつているかといいますと、まだまだ基本施設の見るべきものの将来も必要な分はまだ残されている部分が大部あるかと思う。大山区域と普天間から安仁屋に行く道路、宜野湾の分そういう様なものをこれから3ヶ部落の申請でやつたとあります。無にはならない様にして行きたいと区画整理の中で、この道路は無だではなかつたと云う方法でやつて行きたい。真志喜・大山・伊佐と旧県鉄道の後がありますが、これは県有財産で交換分合の対象にならないと、そうなつた場合永久に残るとそう云う事であります。

16番～工事を進める上に異存はないが、今後そういう何に努力してもらおう様お願いします。又マスター・プランによる都市計画と云うのも、早くマスター・プランを決定して各部落皆に知らせて、それにもとづいて個人的な工事もする様に、後日不法建築などの起らない様に早くマスター・プランを決定して、関係部落に知らせる特要望します。市名変更について、市名変更については、最終決定を保留しているが村長は任期中に市名変更の議案提出をされる意図があるか、あるなら何時提案されるか。

村長～市名の変更をすることは、3分の2以上得られないと云う処から、市昇格に際して、そのまま村の名前で成立する様に制定するという事でありますが、変更する事が3分の2得られなかつたので、こちらからの詰問がまとまらないで、そのままの名前で手続をする様になつたと、新しく本の村名でこれを任期中に変更するかどうか、と云う事でありますが、任期もあと2ヶ月位であります。最初の1ヶ月は市昇格の行蔵がありますし、後の1ヶ月は色々整理がありますので、この任期中では無理でないかと思つております。

17番～質問の1番と2番は省略致します。

市昇格が実現していよいよ7月1日を期して発足することになつて、市制を担当する初代市長としての托負を問う。

村～長～4～5日前に配布したプリント通りであります。

17番～このプリントの努力目標と云う事より市政を担当する立場においてどういつた考えをもつておられるかと云うことであります。例へば村の担当と云う事から1歩気持において變ると思いますが、

村長～荷物が多くなると云う事しか考えられませんが、村以上に市としては沢山出て来ると思います。

17番～村長の若い間の経験である伊佐浜のかん拓がどの様に進められているか。

村 長～この事業は都市計画の一環としてやつて行きたいとこれから都市計画はかん拓だけでなく、その他の処も全部調査をして決定して進めるのでこれから調査や政府、或は法的な問題なども取り決めて行くと云う事で具体的な案は未だきまつていません。重ねて申し上げますが、何故これは前々からの問題であるのに、未だ出来ないかといいますと仕事が本村では大いだけに水道やその他の問題に今まで1正県令にやつて来ました。それをあれもこれも、それらけ力のある人ありましたら、全部解決していたかも知れませんが、今までの村の何物としてはこれまでに同時に取り扱つて行く事が出来なかつたのが、これは人間の力のたりなさではなかつたかと思います。

17番～大きな社会問題としてやる交通クローズアップしている交通安全の面を市政の一環として力を入れるべきだと思うが市政にどう反映させるか、その方策について。

村 長～あの恐しさをおぼえるとは、皆様と同様であります、その解決のため普天間警察官と一緒に4ヶ村の交通安全協会をもつています。その負担としても再中城以上の負担をして、今まで村としてもやつてきました。市になつてもこれ以上の協力をおしまずにやつて行きたい。その外に特別にやるのがあるかどうかは、今の協会とも良く話してこちらの出来るだけの協力はしたいと思つております

講 長～次は15番講員に願います。

15番～都計の専門技官のマスター・プランと指導助言を十二分に生かし、一層努力なされると云われて居られますが、それを実行に移さねば、つくえの上の空論と思われますが、実施の具体的方法、財源の見透し如何。

村 長～この問題は8番講員からも出ていたと思いますので15番にお答えしますが折角本土から招へいして、その指導を受けて12分に生かしたいとこう申し上げましたが、具体的に申し上げますと本年度にとつた予算があの指導助言による地域のその使い方にについての測量や工事をもつて行くにどういうふうに法的にもつて行くかという事を本年度で終了するつもりで予算をとつてお願いしている訳であります。いざ工事にかかる場合は村の予算で出来る範囲の問題でないのですが、事業としては、ときには早くやりたいのが金が足りないと云う場合銀行でも何んとか融資の方法はないかと云う処を研究してこの様な方法でもやつて行きたいとこう思つております。

15番～マスター・プランが20ヶ年後を見透しての本にして立てられていると聞きますが、その前に完成するには是非琉球政府や日本政府の援

助をあおがなければ出来ないんじやないかと思うが、そんなことも早くやつて早く完成する意志がありますか。

村長～はい。援助はよけいもらつて住民の負担を出来るだけかるくして、これの仕事が出来る様に努力したいと思います。

13番～戦前から村の勢力範囲と云うのがあつたが、現在においてはどうか

建設課長～向こうの意見として現在から将来まで計画されている。例えば現在の宜野湾村の中心は普天間であるので普天間は中心として、そのまま市になつた場合、常識論から云いますと、それまで宜野湾村の勢力野になるかと云うと、中城・北中城は当然はいります。浦添の1部分と北谷の1部分は当然加わると云う感じをもちますが、糸那覇の政府前を中心とし、コザのコヤを中心として、普天間を中心として5分以内に行ける勢力範囲はどれだけかと申しますと、宜野湾の場合は浦添(ユウールリ)の北側、北中城の三工原、北谷のこれは宜野湾の勢力範囲であると云われています。道路について現在は2車線であるが、将来は4車線にもつて行かねばならない。1号線も将来6車線でなければ間に合ないと、色々の角度から検討していますが、後20ヵ年後に残されたのが、港湾の計画でありますが、それをするにはもう少し大きな計画をしなければならないと思う。

13番～マスター・プランについて皆さんの考え方の行き違いがあつたら。

建設課長～村内にはかきち公園をもつて行きたいと、現在の都市計画区域内にもつて行きたい。向こうとしては村外が良いであろうとの事であつた。

13番～都市計画の案を企画されたと思うが、それ以外に両技官から参考になつたのではないか。

建設課長～普天間より大崎方面が将来発展するときくが、あの辺を工業用地としているのか。

村長～今は工業をどう誘致するかとの事であるが、今の処有地もまだあるが将来誘致するとして大きな利益をもたらす工場を誘致したいと思う。具体的の事はこの問題が発生してかられないと出来ません。

8番～都計でも無だの戻をなくして行くとの事ですが、それはなる様にしかならないときと見えます。

村長～今までの方法を絞えて新しい考えはないかとの事ですね。今までもやつて来た土木工事が将来無だにならない様にやつて行き、これからも無だにならない様にして行きますが、20年なつても、30年なつてもこれ等が無だにならない様にやつて行く。

8 番～根本的に都計はやれるものだけやるとして、行つたのでは20～30年たつても出来ないと思うが、この計画は何年間でどういう方法でやつて行くか。例えば市場なんかも積極的にやつている。そういうたつた變つた手続方法でその年限の中に出来ると云う事が云われると思うが、無だのない様な土木もその様にそつて何年かかると良いんじやないかと感じがします。

村 長～計画を立ててやつて行くので、ほつて行くのではありません。然しながらないものをなると云うと、これは又どうかしているとこれはなるものは成し得ると云う意志をもつてやらんと都計は那翻でもハイでもまだやつている。これの完結と云うことはおそらく時代が進んでくるにつれて出て来る問題と思う。今その完結が何事の時代になるかと云う算は云われません。やれるものだけやつて行くと云々方法しか出来ないと思う。

8 番～問題をはきちがえられたと思う。今立てられた計画は完結しなければならない。その辺の事でそれを完結すると次の計画が生まれそして完結すると云うふうに人間一生続くと思う。

村 長～今の計画は予算にも出ています。又次の計画をして予算にも出してやつて行くが都計はいつ出来あがるかとの事であるが、今どんな事を聞きたいか。

8 番～10年がかりで完遂し様との考え方か。又20年越えて完遂し様との考え方か。この計画がなければなる様にしかならないと云うのでは計画にはならない。

村 長～計画と云うのはやつて行つて次に計画して行くと思うが。

8 番～投資的に企業を起して事業的な計画はないか。年々の予算を伺すれば毎年毎年それで終つて行くとの考え方か。

村 長～毎年の予算だけではなしに取支が出来る見透しがつけば借入の話しても出来ると思う。又今先も話した通り政府や米国日本からの援助も出来るだけ取りつけて、コツコツ少しづつ仕事をやるよりは文量に仕事をやつて行きたいと。それで何年で終るかと云う事になりますと初めに事業費を出してもらって今度調査もやつて、事業業量がいくら分あると見込まれた場合に年々の予算では、それだけと云つた事が出せたい。政府の援助金はこれだけであると云うふうに、これを見た上でないとこの仕事が何年で終ると云えないと云うことで今の處そぞまで得てないと云うことであります。

議 長～暫休憩致します。(午後3時37分)

議 長～再開致します。(午後3時42分)

15番～商工業の保護育成をはかると云われていますが、その具体的方法を示してもらいたい。

村長～現在の商工会も村全体を会員とする様助言もしていますが、真柴原も加わつたし、又1号線沿い、大山から宇地泊も加つて載きたいと又講習会をやる時でも普天間だけでなく、全員が参加する様にしたい先の商工信協についても一部だけに止めないで全村に利用出来る様にしたい。

15番～商工業など見てみると自分の店の宣伝としか思われない。村長の云われる村金体的のものとは思いますが、現在までは商工会員の普天間だけの一部のものと思うが保護育成について、どうして行かれますか。

経済課長～今まで通り保護育成をして行きたい。今度から初めて商工業者の組織の向上を計るために講習会をもちたい。と思いますが、2～3の業者には話しておりますが、皆の意向がどうなつているか。未だわかりませんのでこれ等も知つた上で進めて行きたい。

15番～商工会について今の話で従来とそう變らないとの事であります。その保護育成について一部業者だけの事と云いますと、考える処があると思うが全村の商工業者が集つてそれに指導助言をあたえるのが趣旨でないかと思うが、そのために取員も採用したと思うが、

経済課長～これは事務の処理であり商工業関係担当事業の処理であります。

議長～暫休憩致します。(午後3時55分)

議長～再開致します。(午後3時56分)

15番～佐真下地区排水工事に政府予算と村一部負担で実施予定で議会の説決決までやつたが一部地元の反対で流れたが、村当局は地主に対し、如何なる対策をなされたか。又軍が近く施行予定になつていますが村(政府)が出来なかつた工事を軍が出来ると思われますか。

村長～先に大きな被害がありまして、これは金額が大きいから政府の予算でもこちらはこうして行こうというふうに行こうとして被害がなくてためになる人と工事をする場所とは別になつています。いわゆる関係のない土地に施行するので、どうしても地主が喜こはない。政府から調査に当つても成るべくはやらん方が良いと云うかつ好になつて区長も呼んで色々相談したが、これが聞き入れないので出来なかつたのでこの予算を外の工事にもつて行こうとやつた訳であります。軍がやつている工事と云うのはこの工事をそのものではない場所に同じ場所であるが、分水は出来ると思うが、あの水全体を川にもつて行く事ではないからこの点お含み願いたい。

15番～被害を受けるのは別とありますが、この工事の地主の負担と被害額とを比較して被賃助賃額が大きいので工事を進めたと思いますが、只2～3の地主が反対したのであれだけの工事を流すと云う事は只あの地主が下の大顔名・字地名には大きな工事でありますとそれを流したのは残念であります、強行に出て公益のためには或程度努力も必要でなかつたか、どの程度に交渉したか。

建設課長～この工事はほとんど政府補助と村負担で解決し様うとして3地主と話したが単に被害もう想でそうなつてはいる。政府ではおどつてているのは村当局であると政府の開拓課は村の幹部だけがおどつてはいるところ云う感じを受けてはいる様であります。今更らそうじやないこれは2ヶ年前からの懸案であると思つたのが、解決するのを2～3の地主のために流れたと云う事は、私も不平を感じた訳であります。この後の我々の対策としては、これを施行する方法としては向こうの意向では土地の交換分合と並行して行つたらとの事であります、これの地域は都市計画地域でないという関係でそれも出来ないと関係でそれも出来ないとこれから話し合いで解決した方が良いではないかと思つております。

15番～一部の人におどらされて、開拓課は感じてはいるとの事であるが、2ヶ年前からの懸案で予算も更正して、我々も出来るものと思つていたが、2～3の地主のために流れたという事は、この様にならない前に説会にも諮られて今後やつていかれた方が良いんじやないかとの事であります。

教育委員会よりの補助申請が出ている様であります、今後地価賃貸料の上昇とともに毎年継続補助申請があると予想されますが、教育行政上それでいいと思われますか。委員長としての今後の方針をうけたまわりたい。

村長～この補助申請は毎年出して来そうであるが、これで良いかと云うことですか。委員会も予算も持つてはいるからその予算に組むのが地料というと使つてはいる処が出さなければならないと思つますが補助と云うと良いと思うが、あくまで自分の予算でやるべきであるが村に余ゆうがあれば考へても良いと思います。

15番～将来積立金で買取るとの事であります、外の面では考えられないか。例えば起債や軍用地を一括払などでは出来ないのか。

村長～応急には出来ないと思う。先ず買う場合地主の意志もこれまでもつて来て財源を求めねばならないと思うが、一括払や起債という事になりますと、起債という事になりますと起債を行政府に出しても許可しないと思う。教育委員会があるから一括払は今やらねばならない。平常の予算からもつて行くと云う事は出来ないと思う。それで積立金の方がおん当であると思います。

15番～これは教育予算でも出来ると思いますが、教育予算自体負担が不可能であります、村長の意見の様に教育委員会で起債して出来るかどうか。

村長～村としては起債は出来ない教育委員会の場合は銀行では償還能力と云うのを考えるが、或る所で借りている所があります。その場合は委員の人や村の三役が連帯人でやつている所であります。銀行としては委員会は生産を上げるものでないから、しぶると云う事であります。

議長～暫休憩致します。(午後4時15分)

議長～再開致します。(午後4時17分)

12番～委員会から陳情として出されているが補助として出すのが妥当と思いませんか。

村長～当然自分のすべき仕事をやつて余ゆうが出て初めて補助は出来ます。今度の場合には予算がそれまでには及ばないから出せないと云う事であります。場合によつては出せる場合には出して良いと。

12番～予算是或程度限られます、余るか、不足とかはないと思う。どうしても予算が足りない場合は私は出来ないとと思う。別個の法人で村の云う法人と教育委員会と云う法人となりますので委員会はその立場で予算を組むべきだと云う事であります。そうなると当然村としては出来ないと云う事になりますが、そうではないとの事で一体この補助金は出すべきかと。

村長～づつと続く場合、出せる場合も出せない場合もあると思う。予算があまらない。余ゆうがあれば予備費もとれる場合、その場合は出せると思う。

議長～只今4時闇を回つておりますが、暫く時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時22分)

議長～再開致します。(午後4時26分)

議長～次は14番にお願いします。

14番～1番から4番までは省略します。

嘉教中校敷地について、教育委員と区域幹部も共に嘉教小校で話し合で決めたと気おくしているが今後推進される意図があるかどうか説明願います。

村長～これを購入するには、場所の選定や購入価格を決める事やら非常に手をやいていますが、最後に今の点にもつて来たのは地主を集め区長や、や役員も集めてどれだけの土地でどこはどれだけの値段を等級をつけて、そしてこれで良いですかとこういう事にし様と話し合つてから、これは登記が入りますので。それまで待てないから売買契約に成り立つものとして工事に手をつけてこれだけの人が保証してもらつて良いですかと云つて、それで良いと云う事であった。それでその後私の土地は売らないからと云われて私はどうもおかしい。あれだけ愈々押したのにと話したら何でもそのとき呼びに行つた人が、あなたは今日は何んとも云うなと云つたから私は云われなかつたので私は初めから売らない事で決めてありましたと、その後私に売らないとも何んの事もなかつたではないかと云うと、いやあなた方は聞いていると思つた。外の委員には話したからとこんななかつこうになつていますが、あなたはこうして大事なこれだけの会合の人の証人にもなつてもらつて2～3人に何とも云うなと云われたから、何を云わなかつたとはおかしいではないかよそれとも又あれだけ集つた人々の前で、かたく約束してからこれをくつがえすと云うことになると土地はあなたの個人有地だからどうにも売らんとなればそうですが、社会的・道義的うら切者と悪い名前をつけられるよと云いますと、本人も私は委員会のためになると思つて、私が売らんとなると皆までくすればせんかと思つて云わなかつたんだが何故私の土地だけ外にもあるのに小作にして下さいと云う事ばかりくり返すばかりでどうしてもうまく行かぬと予算の施行まで出来ないとなると議会でも問題になるし、教育委員会でも困つておるから何んとか同様に売つてもらいたいと申入れてありますと、確答は得ていません。

議長～暫休懇致します。(午後4時53分)

議長～再開致します。(午後5時5分)

議長～13番願います。

13番～私の質問は、1番・3番・4番は終りましたので2番だけ質問致します。政府が実施していた土地調査が途中で中止になつた理由をお伺いしたい。尚村で計画している土地整理はどの様に進めていかれますか。

村長～2万坪位入るのだが、さし当りここが早く計画するから、これ位は何んとか早く出来る様に去年度予算でやつてくれんかというと、そ

れ位は出来るでしよう。と部長・課長は話していたが、事務所に行つての細い折衝はやつておりません。

13番～政府としましては、宜野湾村をモデル町村として予算で出来るとの予想のもとにやつたと思うが、

村 長～初めから1ヶ年で出来るという事ではなく予算で出来るだけやると今度の場合も予想以上によけいにやつたと云う事で新年度は確かにやれると思いますが、日本からの援助資金で随分獲得出来そうでありますので今年は残つた分全部やれると思う。

13番～今度残つた分は村としてやるんじやなく、政府でやるのか。

村 長～これは政府の事業である。今の調査は土地調査の誤びよう。土地台帳の地積の違いなどで全部やり変へになつて再調査の分でこれがきまつて始めて施設は計画されるので出来る可能性はあります。

建設課長～今の政府の調査が間に合わなかつたら、これらの仕事に間に合わない場合は向こうと想談の上業務を分担してある部分では引き取つてやろうと思つております。

議 長～次は12番に願います。

12番～1番2番省略致します。

今までの納税、徴税から見て今までの根本的対策、評価員を採用し徴税員を2名置くと云う事で徴税事務がびんかつに行われるかどうか。

村 長～敏活に行うために壇にあります。それから100%自信があるがと云うとその量にどれ位向上するかについては、目的に近づくという事は云えるが効果の量は云われません。

12番～1～2名増員して、大じよう夫かと云う事である。現在もたえず人員不足と云うことであるが予算計上額の徴税は大じよう夫かと云う事である。それちみこしてのことか。

村 長～これはさし当たり困つた分であつて、全面的に市になつてからのものではありません。

12番～村税、特に村民税、教育税の納稅義務者が、現住所不明の理由で相当数の令書が返戻になると聞く、これの徴税対策如何、なお債権消滅時効との関係はどうなつているか。政府補助金のかくとくについてどの様に折衝されたか、尙今議会に提案されている政府補助金計上額は政府よりの内示によるものか。

村 長～折衝方法というのは、こうと云う決つた事はない。真志喜当たりの今度の補助金の折衝は議長と係で話しあつた。その前の大山の道路の補助の場合は議員も私も議長もいつた。私はこの仕事に補助金が政府に未だあるそうだと聞いたときに行つています。内示されてからはお礼に行くのである。

12番～保健衛生面の対策如何、しによる処理、じんかい処理場の設置はどうなつてあるか。尚保健衛生面の予算は大幅減になつておる。これについて如何なる対策をもつてあるか。

総務課長～現在の計画はされておりません。村内に業者がありますが各別に処理場をもつて自由に処理すると云うことであります。じんかい処理場は現在ありません。仮の処理場として2ヶ所ありますが、今度の予算で場所的に多い方が良いとの事で後5ヶ所位ふやした方が良いとの事であり、処理場というより集める処である。

8 番～環境衛生施設改修とは如何なるものを改善とするか。

総務課長～施設の改修と云う事に考えられるかどうかと思ひますが、現施設に対してのもつと方法を変えるとか、又現施設の破損、その他の補てんすると云う意味であります。

12番～食糧会社との敷地契約状況はどうなつてあるか。尚未契約があるか。あるとすれば何件か、尚契約はしたが工事未着工は何件か。契約条項はどうなつてあるか。

村 長～契約者が33名、開業準備出来たのが5件、着工したのが18件、未着工が15件、区画は43あるが村が使用したいと考えているが5件。

12番～契約以内に完成出来そうでない人が契約条項に照らしてどうなつているか。

村 長～契約を早く履行する様に進めていきます。

12番～契約して色々の都合で着工出来ないと聞いていますが、契約条項に照してあくまでその本人に当らねばならないと思うが、解約出来ないか。

村 長～契約条項に照して直ぐ解約する事は一応委員会につたえてすべきと思います。

8 番～行政区画再編成轉換とその時期について。

村 長～地番の打換えをやるとなるとずい分かかると思うが、さしあたり人

日のぼうちようで普天間当りはずい分困つていると思いますが。その様な所は今度の区長の罷止と共に検討してなるべく早めにしたいと思う。区長の任期があるあいだは今の様に行けると思うが今度検討したいと思う。

8 番～新財源とはどんなものが残されているか、又それは予算にどう表わされているか。

村 長～これは新しく地目が變つて山林原野などが宅地になつたり、新しく建物が出来るとか、今までに見積もらない財源を見出すとか、又税以外に将来の税外収入を上げると云う様な事業を見出すということあります。

8 番～これは財源がふえたのではないか。

村 長～今までよりふえた分は新しい財源として云えると思つています。

12番～軍用地内の排水非細分地料に対し、その発生源になつている關係部落の基本施設道路排水、下水・無地番的性格)の整備補償面に対し考慮する意志があるが、あるとすればどの様に考慮するか、明確なる答弁を求める。

村 長～必要な排水とか、必要な道路は特別に考慮でなくてもやりますが、そうでない所はやるべきではないと思います。

12番～軍用地料の排水非細分地として、それに関連して使うべきであるか金であるか、農道でなくしてその部落がつぶれたために新しい排水道路を作つて住んでいると云う処の区域は特別にこの区に補助をするのだとの考え方られるが。

村 長～新しく造つたりつぶれた処は自然工事は多いと思います。道路用地に使われて部落が負担している処もあると聞きます。これは市町村委会でも話しありますが、政府が政府道の地料を支払いする様になれば当然村道としている所も買い上げしなければその賃貸料は支払はねばならないんじやないかと思う。今村道として指定したなら当然村でその地料も支払はねばならないと思う。工事をする場合にもこういう所は自然に多いと思う。只無条件でやると云う事になればここは未だその必要はないが、無条件だからやらねばならぬと云う義務を負う様な事は村として出来ないとと思う。市町村では償還された処もありますが、ききますと何%で配分するのでこれでは仕事は出来ないとか、部落の雑費になつてしまふと云う點でまとまつた仕事も出来ないと云う事も聞きますのでかえつて今的方法が良いと思う。

12番～特別の考慮を払うべき性質の金ではないと思うが、又考慮を払うべ

き性質のものと思ひますか。

村長～普通財源に繰り入れてありますので、普通の公金と同じに使用するか。地料の支払等で厳密に云うと必要であればこれは全部村でもつという事であるが、村で払わないでそれの足らない分を例えばこれらけの土地を買つたり又地料支払つたり、各部落から資料を集めの場合、足らないという場合、もとの部落の今の賃貸料も参考に入れてそれを比例をとつて補助の考慮に入れるべきでないかと思う。今の所土地の評価とか、土地料とか、村道に編入とか、そういう物が未だ提案されていませんので、どうてい出来ないと思う。

12番～非常にむづかしく考えていられる様であり、答弁しにくいと思いますが、簡単に答弁願います。普通一般の財源の取扱いはやるか、或は特別の非細分地の性格で部落で出来ないことを村でやると云う位な非細分地の全額があるから、その金額ではなくして、或る程度特別の考慮を払うことがあるかどうか、一般財源だから別に考慮を払わなくても良いとの考え方か。

村長～特別の取扱いはやりません。一般財源の中に入れて作りたい。

議長～暫休憩致します。(午後6時00)

議長～再開致します。(午後6時19分)

議長～本日の日程はこれを以つて終ることに致します。尚明日は午前10時より再開することに致します。

議長～＊＊＊散会＊＊＊(午後6時21分)